



○特殊用塩の区分

特殊用塩（塩事業法施行規則第4条の規定による区分）	区分記号	主 な 用 途（例）
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条に規定する医薬品、医薬部外品又は化粧品に該当する塩	4-1	染料・顔料、医薬用、等
試薬塩化ナトリウム	4-2	化学薬品、医薬用、等
細菌等の試験研究用の培地として使用される塩その他の専ら学術研究又は教育の用に供される塩	4-3	その他、等
銅のメッキ処理過程等において専ら触媒の用に供される塩	4-4	鉱業、等
亜鉛、鉄その他の金属成分を含有する塩で、直方体又は球形等の塊状に成形されたもの	4-5	家畜用、等
塩化ナトリウムの含有量が100分の60以下の塩で、塩化ナトリウムとそれ以外の成分が容易に分離し難いもの	4-6	生活用、調味、家畜用、融氷雪用、等
販売先を限定して試験的に販売される塩であって1年間の販売数量が100トン以内のもの	4-7	生活用、調味、加工食品、融氷雪用、家畜用、等

○特殊製法塩の区分

特殊製法塩（塩事業法施行規則第5条の規定による区分）	区分記号	主 な 用 途（例）
塩以外の物を製造する過程又は廃棄物を処理する過程において副産物として得られた塩（食用に供されるものを除く。）	5-1	化学薬品、合成ゴム、皮革、イオン交換剤、（廃棄）、等
平釜式、蒸気利用式、温泉熱利用式その他の真空式以外の方法により製造（加工を除く。）した塩（5-1に掲げるものを除く。）	5-2	生活用、調味、加工食品、パン・菓子類、等
他の者から譲り受けた塩又は引渡しを受けた塩を原料として製造した塩であって、香辛料、にがり、添加物（食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）別表第一に掲げるもの、食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律（平成七年法律第一百号）附則第二条第一項に規定する既存添加物名簿に記載されているもの及び食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四条第三項に規定する天然香料をいう。）又はごま、こんぶその他の食品が混和されたもの	5-3	生活用、調味、加工食品、パン・菓子類、等
他の者から譲り受けた塩又は引渡しを受けた塩を原料として製造した塩であって、乾燥剤、固結防止剤又は還元剤が混和されたもの（食用に供されるものを除く。）	5-4	医薬用、融氷雪用、イオン交換剤再生、等

○用途別分類表

区 分	内 容 (例)
生 活 用	家庭用及び飲食店等（生業用）において使用されるもの
食品工業用	（食品工業用に消費されるもの）
漬物	
みそ	
しょう油アミノ酸	
水産	漁獲物塩蔵用、塩干魚類製造用、遠洋沿岸捕鯨用、魚類鮮度保持、切こんぶ等海水産物一次加工用
調味	ソース、食酢、マヨネーズ、ケチャップ、化学調味用原料塩、特殊用塩（食用以外は除く）
めん類	うどん、そば、マカロニ、スパゲティ、即席めん
パン・菓子類	パン類、菓子類、パン粉、落花生
加工食品	乳製品（バター、チーズ、マーガリン、ミルク、カルピス）、肉製品（ハム、ベーコン、ソーセージ） 練製品（かまぼこ、はんぺん、ちくわ、生揚、なんば焼）、つくだ煮（つくだ煮、支那竹の加工） びん詰・缶詰（肉製品、海水産物、果実、野菜等のびん詰・缶詰） その他食品（カレーの素、スープの素、珍味加工、チャーハンの素等上記に属さない食品加工用） ソーセージの皮、浅漬けの素等
その他食品工業	食料用で上記に属さないもの
工業用	（工業用に消費されるもの）
染料・顔料	合成染料、染料中間体、ヒドロサルファイト、人工色素、顔料、ベンガラ、塩化亜鉛
化学薬品	珪弗化ソーダ、塩素酸ソーダ、除草剤、青化石炭、代用甘味、その他化学薬品（試薬塩含む）
皮革	獣魚皮のなめし用、保存用
油脂	石けん、ロート油、乳化油、洗剤
イオン交換剤再生	砂糖の精製、硬水軟化、製紙・パルプ等のイオン交換剤再生用
その他工業用	工業用で上記に属さないもの（香料、冷却用、合成ゴム、火薬、窯業、鉱業、染色等）
家 畜 用	飼料として家畜に使用されるもの（家畜、家禽の栄養剤、鈣塩を含む）
医 薬 用	局方塩、浴用塩を含む
融 氷 雪 用	グラント、コート、融冰雪、道路等の塩処理用
そ の 他	食料用、工業用、家畜用、医薬用、融冰雪用等に属さないもの（教材、研究用、試験用、農業用等）